

家畜衛生だより

平成30年4月 第2号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

～所長あいさつ～

新年度にあたり、御挨拶申し上げます。

今年、1月に香川県で高病原性鳥インフルエンザの発生、近隣諸国では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しているため、引き続き侵入防止対策に力を入れていく必要があります。昨年3月に本県においても高病原性鳥インフルエンザの発生がありましたが、関係者の皆様の御協力により迅速に封じ込めることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。発生後は、各農場の防疫計画の見直し、防疫対応マニュアルの改正、農場立ち入り調査及び通報体制の徹底等の高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化を進めたところです。また、モニタリング調査、巡回、報告徴求等の監視体制も継続していきますので、皆様の御協力をお願いいたします。

豚のオーエスキー病において、3月末で本県は清浄県(ステータスⅢ・前期以上)となりました。これは、生産者の御努力と関係機関が一丸となって進めてきた結果です。今後は、今までの苦労、努力を忘れずに清浄性維持に努めていきたいと思っております。

牛では、昨年度から始まった牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)清浄化対策が順調に進み、本病で問題となる持続感染牛(PI牛)を数多く摘発しております。今年度も本病対策を強化して進める予定です。全国的に早く本病の清浄化が進むことを願うばかりです。

4月から当所も新体制となり、フレッシュなメンバーでこれまで以上に管内の家畜防疫及び家畜衛生に努めていきますのでよろしくお願い申し上げます。

～お知らせ～

馬伝染性貧血の5年ごと定期検査の廃止について

長年の取り組みで国内の清浄化が進展した結果
本年4月の家畜伝染病予防法施行規則の改正により
5年ごとの定期検査は廃止されました！

★ 今後も自主検査は実施します！ ★

- ・輸入馬の場合 → 着地検査期間中に実施します。
- ・競走用馬の場合 → 自主的な検査申請をお受けします。